

お客さま各位

中南信用金庫

## 当座勘定規定改定のお知らせ

平素より、中南信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和4年11月4日からの電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定いたします。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 主な改定内容

##### (1) 当座勘定規定(一般用)・当座勘定規定(約束手形専用口)

###### ①振出人等への支払済手形の受戻期限の設定及び同期限経過後の取扱い規程の追加(下線部を追加)

第8条(手形、小切手用紙)

(1)～(3) 略

(4)当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。

(5)略

(6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(7)前項の期間を経過した場合において、本人からの請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

###### ②イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加(下線部を追加)

第17条(印鑑照合等)

(1)手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)手形として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3)略

###### ③全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う同センターへの登録規定の削除 (下線部を削除)

第29条(個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の

運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

(2) 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

- ① 電子交換所システムの仕様（「,」（カンマ）がない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ② 電子交換所システムの仕様（JIS 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ③ 金額欄、信用金庫名、QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記又は訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加 （下線部を追加）

4. (1) 略
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
  - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
  - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4			5		6		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸
	7			8		9		10		100			1,000		10,000	
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万 萬

<その他>金、円、圓(円の異字体)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため上表以外の異字体、崩し字のご利用はお控えください。

2. 改定日

令和4年11月4日(金)

以上